

4 輸 国 第 4474 号
令和 4 年 12 月 28 日

農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からベトナム向けに輸出される水産食品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 VN-S1「ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱」及び別紙様式 VN-S1-1「ベトナム向け輸出水産食品の羽田空港における衛生証明書の取扱いについて」に基づき取り扱われているところです。

今般、令和 5 年 1 月 1 日以降に成田空港で発行するベトナム向け輸出水産食品（活水産動物を除く。）の衛生証明書について、関東農政局にて発行することとしました。このことを踏まえ、別紙 VN-S1-1 及び別紙リストについて、下記のとおり改正を行い、令和 5 年 1 月 1 日より施行することとしましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

- 1 別紙 VN-S1-1 について、以下のとおり改正。
 - (1) 名称を「ベトナム向け輸出水産食品の各空港における衛生証明書の発行手続について」に修正
 - (2) 成田空港における衛生証明書の発行手続を追記
 - (3) その他所要の改正
- 2 別紙リストについて、1 の改正を踏まえ修正。